



青色申告会が運営する安心の制度

# 全青色傷害

[傷害補償特約付] 団体総合生活補償保険 (MS&AD型) 共済給付金

2023年度の保険金お支払額は全国で **5,728万円!**

毎月の掛金 (保険料)  
(1口あたり)

月額換算 **1,250円**

入院・通院1日目から補償!

ケガ  
日帰り手術OK

24時間  
補償します

日常の  
賠償責任対応

火災事故の  
お見舞い

お申し込み、ご相談は

## (一社) 大宮青色申告会

〒337-0053

さいたま市見沼区大和田町2-1345-1

廣栄ビル2階

☎048-795-7520

一般社団法人 全国青色申告会総連合

12月補償開始は

2025年12月1日スタートです

申込締切日

2025年  
9月30日 (火)

初回口座振替日

2025年  
11月27日 (木)

保険期間

2025年12月1日午後4時より  
2026年12月1日午後4時まで

6月補償開始は

2026年6月1日スタートです

申込締切日

2026年  
3月31日 (火)

初回口座振替日

2026年  
5月27日 (水)

補償期間 (中途加入)

2026年 6月1日午後4時より  
2026年12月1日午後4時まで

このパンフレットは、保険の概要をご説明したものです。ご加入に際して特にご確認ください事項(「契約概要」)や、被保険者にとって不利益になる事項等、特にご注意いただきたい事項(「注意喚起情報」)、「ご加入内容確認事項」等は、「パンフレット別冊」として右記二次元コードのリンク先に掲載しています。保険金をお支払いする場合、保険金のお支払額、保険金をお支払いしない主な場合等の重要な事項が記載されておりますので、必ずご参照いただいたうえで、PDFファイルをご自身の端末に保存していただくか、印刷し、保管していただきますようお願いいたします。PDFファイルによるご提供を希望されない場合、あるいはPDFファイルの閲覧ができない場合は、代理店・扱者または引受保険会社までお問い合わせください。



共済制度引受団体 一般社団法人 全国青色申告会総連合 東京都千代田区神田駿河台2-9 TEL 03-3294-2301  
団体総合生活補償保険引受保険会社 三井住友海上火災保険(株) 広域法人部営業第1課 東京都千代田区神田駿河台3-11-1 TEL 03-3259-6692  
団体総合生活補償保険代理店・扱者 (株)ゼンアオイロ 東京都千代田区神田駿河台2-9 TEL 03-3294-2301

\*当制度は、青色申告会会員、専従者、従業員およびそのご家族の皆さまのみを対象(パンフレット4ページを参照ください)としています。一般の方は、ご加入はできません。

事故にあわれたら

ご所属の青色申告会を通して、代理店・扱者または引受保険会社へご連絡ください。



# 制度の特長 「全青色傷害」の主な特長

- 1 団体契約による割引適用**
- 2 お仕事から日常生活までケガを24時間補償** (国内・国外を問わず)  
天災危険補償特約付で地震等の天災による傷害死亡・後遺障害も補償
- 3 日常生活の偶然な事故により  
法律上の損害賠償責任を負われた場合の補償**
- 4 自動更新で期限切れの心配なし**  
半年ごとの掛金口座振替で毎年自動継続 (80才6か月で規約脱退)
- 5 簡単な保険金請求**  
30万円以下の保険金をご請求の場合、診断書の提出は原則不要

## こんなときにお役に立ちます!

|                                |  |   |
|--------------------------------|--|---|
| <p>お工作中的ケガ</p> <p>仕事場でのケガ</p>  | <p>日常生活のケガ</p> <p>移動中のケガ<br/>家事によるケガ<br/>歩行中のケガ</p>            | <p>地震・噴火またはこれらを原因とする津波で死亡</p> <p>※傷害死亡・後遺障害のみ補償</p> |
| <p>レジャーのケガ</p> <p>スポーツでのケガ</p> | <p>日常生活の賠償</p> <p>海や山でのケガ<br/>自転車事故に対する賠償<br/>階下への漏水に対する賠償</p> | <p>火災による建物等の損害 (共済)</p>                             |

支払実績 「全青色傷害」はこんなにお役に立っています。 2023年度支払実績のご紹介

支払総額 **5,728万円**

主な内訳

- 後遺障害 2,333万円
- 入院 893万円
- 通院 2,221万円
- 賠償 41万円

👉 **加入者約12.6人に1人が保険金請求**  
お支払総額は5,728万円。請求された加入者は在籍者の約7.9%、12.6人に1人にもなります。

👉 **特に「通院」の場面でお役に立っています。**  
通院保険金の支払額は全体の約38.7%ですが、件数は全体の約69.8%。通院日数10日未満がその約44%を占めます。打撲や捻挫、火傷など身近なケガでお役に立ちます。

## お支払いする保険金の額・共済給付金額

| 口数 (掛金 (保険料) 月額換算)                                      | 1口 (1,250円)                            | 2口 (2,500円)                                       | 3口 (3,750円)            |                       |               |
|---|--|---|------------------------|-----------------------|---------------|
| 加入できる年齢 (注1)  | 14才6か月超～<br>75才6か月以下の方 (注2)            | 14才6か月超～<br>70才6か月以下の方                            | 14才6か月超～<br>65才6か月以下の方 |                       |               |
| 死亡した場合<br>傷害死亡保険金                                       | 地震もしくは噴火<br>またはこれらによる<br>津波以外の場合       | <b>550万円</b>                                      | <b>1,100万円</b>         | <b>1,650万円</b>        |               |
|   | 地震もしくは噴火<br>またはこれらによる<br>津波の場合         | <b>275万円</b>                                      | <b>550万円</b>           | <b>825万円</b>          |               |
| 後遺障害の場合<br>傷害後遺障害保険金                                    | 地震もしくは噴火<br>またはこれらによる<br>津波以外の場合       | 65才6か月以下の方  |                        |                       |               |
|   |  | <b>22万円～550万円</b>                                 | <b>44万円～1,100万円</b>    | <b>66万円～1,650万円</b>   |               |
|   | 65才6か月超の方                              |   |                        |                       |               |
| 地震もしくは噴火<br>またはこれらによる<br>津波の場合                          | <b>11万円～275万円</b>                      | <b>22万円～550万円</b>                                 | —                      |                       |               |
| 入院した場合<br>傷害入院保険金日額                                     | 1日あたり<br><b>3,000円</b><br>1日目から、180日限度 | 1日あたり   | <b>6,000円</b>          | 1日あたり                 | <b>9,000円</b> |
|   |  | 手術した場合<br>傷害手術保険金                                 |                        |                       |               |
| ①入院中に受けた手術〔傷害入院保険金日額〕×10倍<br>②入院中以外に受けた手術〔傷害入院保険金日額〕×5倍 |  |   |                        |                       |               |
| 通院した場合<br>傷害通院保険金日額                                     | 1日あたり<br><b>1,500円</b><br>1日目から、90日限度  | 1日あたり   | <b>3,000円</b>          | 1日あたり                 | <b>4,500円</b> |
|   |  | 日常生活上での偶然な事故による<br>法律上の損害賠償責任を負われた場合<br>日常生活賠償保険金 |                        |                       |               |
|   |  | <b>1,000万円<br/>限度</b>                             | <b>2,000万円<br/>限度</b>  | <b>3,000万円<br/>限度</b> |               |
| 共済<br>火災にあわれた場合<br>火災見舞金額 (損害額が3万円以上のとき)                | 75才6か月以下の方まで                           |   |                        |                       |               |
|   | <b>加入者1人あたり10万円</b>                    |   |                        |                       |               |

(注1) 年齢は、補償開始日 (2025年12月1日または2026年6月1日) の満年齢となります。継続加入の場合は最初の補償開始日 (12月1日または6月1日) に応じて、上記の加入口数制限が規約により適用となります。詳細はパンフレット4ページの「加入資格 (加入継続資格)・お申込方法など」をご参照ください。

(注2) 継続の場合は基準日時点で80才6か月までご加入いただけます。

※火災見舞金は一般社団法人 全国青色申告会総連合の共済給付金額です。それ以外は団体総合生活補償保険の保険金となります。  
※被保険者 (補償の対象者) 本人 (\*) となる方の範囲は、青色申告会会員、専従者、従業員およびその家族 (配偶者、子ども、両親、兄弟姉妹および本人と同居している親族ならびに家事使用人をいいます。) です。 (\*) 加入申込票の加入者 (被保険者) 氏名欄に記載の方をいいます。

## 掛金 (保険料) の税務上の取扱い

掛金 (保険料) の税務上の取扱いは、その事業所の加入状況等により異なります。

| 加入者     | 勘定科目      |
|---------|-----------|
| 加入者     | 勤定科目      |
| 事業者     | 事業主貸      |
| 専従者     | 事業主貸      |
| 従業員     | 福利厚生費     |
| 専従者と従業員 | 福利厚生費 (注) |
| 家族      | 事業主貸      |

(注) 専従者は他の従業員と同一の補償内容である場合、従業員とあわせて必要経費に計上できます。上記税務処理の詳細につきましては、ご所属の青色申告会または最寄りの税務署にご確認ください。

さらに 病気の入院・手術の補償をご希望の場合は青色申告会の取扱う「疾病入院補償」パンフレットをご覧ください。

